

【資料5】

新中学校における時代のニーズに合った学校づくりについて (教育委員会事務局まとめ)

1 校舎、体育館、武道場の整備方法、敷地内高低差、アクセス道整備に関する整理

A 中間中学校敷地

①校舎整備に関する整理

校舎は、耐力度調査の結果、3棟中2棟が4,500点以下(10,000点満点)であり、文部科学省の危険改築事業の対象となる。子供たちの教育環境として十分な安全性を確保できていない状態である可能性が高いことから、建替えが望ましい。

②体育館及び武道場整備に関する整理

体育館は4,500点以上であることから、既存体育館を長寿命化改修することも有効である。また、武道場は建設後15年程度であることから、当面の間は改修せずに使用することも有効である。

しかしながら、体育館及び武道場は、敷地の有効活用及び維持管理負担の軽減から、校舎に集約して建替えることが望ましい。

③敷地内高低差の解消方法に関する整理

敷地内で1,000m²以上の切り土、盛り土等の土地整備(整備前後の地盤の高さの差が50cm以上となる部分の面積合計)を行い、新中学校施設の新築又は増築を行うためには都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請が必要となるが、中間中学校敷地には幅員6m以上の道路が接しておらず、現時点では開発行為の許可基準を満たしていない。このため、敷地を大幅に造成することによって高低差を解消するためには、当該敷地における開発許可申請の前までに民有地の買収等により既存道路を拡幅することが必要となり、新中学校施設整備時期が大幅に遅れることが想定される。

以上のことから、子供たちの学習環境を早期に改善するため、本件においては開発行為を行わず(既存道路を拡幅せず)、3段で構成される敷地をスロープ及び構内道路でつなぐ方法が望ましい。

④アクセス道整備に関する整理

当該敷地には正門側、遠賀川側の2つのアクセス道があるが、その両方ともが幅員6m未満であり、生徒と車両の歩車分離ができていない。「③敷地内高低差の解消方法に関する整理」において、既存道路を拡幅しないとしたが、生徒の安全な通学環境の確保のためには歩車分離された道路が必要であるため、基本的に正門側を生徒用、遠賀川側を車両用の道路とし、運用によって歩車分離をすることが望ましい。

なお、生徒の安全な通学環境の確保、また、指定避難所への安全な避難経路の確保の観点から、別の事業において既存道路を拡幅することが望ましい。

B 中間東中学校敷地

①校舎整備に関する整理

校舎は、耐力度調査の結果、全棟 4,500 点以下（10,000 点満点）であり、文部科学省の危険改築事業の対象となる。子供たちの教育環境として十分な安全性を確保できていない状態である可能性が高いことから、建替えが望ましい。

②体育館及び武道場整備に関する整理

体育館は耐力度調査の結果 4,500 点以上だが、既存体育館は 4 中学校で最も狭く、生徒数の大幅な増加によって面積不足が見込まれるため、建替えが望ましい。また、生徒数の大幅な増加によって敷地面積の不足も見込まれるため、校舎、体育館及び武道場を集約して建設し、敷地を最大限有効活用することが望ましい。

③敷地内高低差の解消方法に関する整理

生徒数の大幅な増加により、敷地面積の不足が見込まれるため、敷地内高低差の解消方法の検討と併せて、敷地有効活用及び敷地拡幅について検討することが必要である。

当該敷地は幅員 6m 以上の道路が接しているため、開発行為の許可基準を満たしている。このことから、敷地を大幅に造成し、グラウンドより約 5m 高い校舎の地盤を切り土し、グラウンドの地盤に合わせることにより、敷地内高低差を解消するとともに敷地有効面積を拡幅することが望ましい。

また、生徒数の大幅な増加に合わせてグラウンドも拡幅することが望ましい。

④アクセス道整備に関する整理

現在、車両が通行可能なアクセス道は正門側に 1 つのみであり、幅員は歩道を含めて 6 m あるため、歩道は狭く、車両の離合は困難な状況である。生徒数の大幅な増加に伴い、通行する生徒及び車両の大幅な増加が見込まれるため、生徒の安全な通学環境の確保、また、指定避難所への安全な避難経路の確保の観点から、既存アクセス道を拡幅又は新設することが必要である。既存アクセス道拡幅は民有地の買収を伴うが、新設については「③ 敷地内高低差の解消方法に関する整理」において、校舎の地盤をグラウンドの地盤に合わせることにより、買収を伴わずに東側の外扇・通谷線から S 字で新設することが可能となる。このことから、アクセス道を新設することが望ましい。

その他、徒歩通行可能な階段が北西に 1 つのみであることから、全周囲からの通学を想定した通用門及び歩道を整備することが望ましい。

2 法面の整備手法について

(1) 法面整備に要する概算事業費

A 中間中学校

法面整備面積 (7,900 m²～9,300 m²) ※面積はその他の整備手法により変動する

工 法	整備単価 (m ²)	概算事業費 (税抜)
植生工 (種子吹付工)	1,500 円	11,850,000 円 ～ 13,950,000 円
植生基材吹付工	6,000 円	47,400,000 円 ～ 55,800,000 円
コンクリート吹付工	10,200 円	80,580,000 円 ～ 94,860,000 円
法枠工	13,000 円	102,700,000 円 ～ 120,900,000 円

B 中間東中学校

法面整備面積 (13,500 m²～24,500 m²) ※面積はその他の整備手法により変動する

工 法	整備単価 (m ²)	概算事業費 (税抜)
植生工 (種子吹付工)	1,500 円	20,250,000 円 ～ 36,750,000 円
植生基材吹付工	6,000 円	81,000,000 円 ～ 147,000,000 円
コンクリート吹付工	10,200 円	137,700,000 円 ～ 249,900,000 円
法枠工	13,000 円	175,500,000 円 ～ 318,500,000 円

(2) 法面整備手法に関する整理

中間中学校及び中間東中学校に存する法面の整備手法は、地盤条件や高さ、勾配、周辺環境への影響、工期、経済性、維持管理、景観等を総合的に検討し、決定しなければならないため、両校の広大な法面の整備工法を一つに絞ることはできない。このことから、法面の勾配や周辺環境、経済性等を考慮し、基本的に植生工(種子吹付工)とコンクリート吹付工を組み合わせる手法とすることが望ましい。

ただし、組み合わせにおいては、学校現場における維持管理負担の軽減を考慮するべきである。

3 新中学校施設整備におけるプール施設に関する整理

現在、各学校のプール施設は屋外型であり、利用期間は夏季の1～2ヶ月程度に限定されるため、施設稼働率が低い状況である。また、授業の実施可否は猛暑や降雨等の天候に左右されるほか、利用開始前の清掃や利用期間中の水質管理等の教職員に対する負担はとても大きい。

一方で、中間市コミュニティ広場再編に係る基本構想において、コミュニティ広場を公共施設ゾーンと民間開発ゾーンに区分し、公共施設ゾーンに社会教育施設等を複合・集約することとしている。

このことから、新中学校施設整備(中間中学校及び中間東中学校敷地)においてはプール施設を整備せず、コミュニティ広場の公共施設ゾーンに屋内型の温水プールを整備し、各学校からバス等で通う形式とすることが望ましい。

4 中学校再編に係る施設整備の方向性について

(1) 概算事業に関する整理

A 中間中学校敷地における整備案

<p>(1) 全面造成（約25,000m²）※開発有</p>	敷地内段差	・上段及び下段を中段のレベル (TP=13.7) に摺合せることで全面フラットに整備.
	アクセス動線	・車両：正門及び東側市道からの2経路を確保. ・歩行者・自転車：正門及び東側市道からの2経路を確保. ・北側及び東側の前面道路（市道）を6m以上に拡幅.
	まとめ	・子どもたちの安全安心を支える最も適切な計画. ・敷地内段差及び浸水想定区域がなく、防災拠点としての十分な機能確保が可能. ・十分な事業費（造成費）及び工期の確保が必要.

概算事業費（小学校を一体整備） 約 111 億 5 千万円

※校舎、屋内運動場及び武道場を集約整備とする。

<p>(2) 部分造成①（950m²未満）※開発無</p>	敷地内段差	・既存の敷地内段差（3段）は存置. ・上段と中段をつなぐ緩やかなスロープを設置. ・各段差部分を直接行き来できる屋外階段を設置. ・敷地中央の段差（約8m）を傾斜路（スロープ）状の構内通路（4m）でつなぐことで、安全性と利便性を確保.
	アクセス動線	・車両：正門からの1経路を確保. ・歩行者・自転車：正門及び東側市道からの2経路を確保. ・下段にロータリーと駐車場を整備し送迎の混雑を緩和.
	まとめ	・一部浸水想定区域が存する. ・開発許可是不要だが、敷地周囲の擁壁や法面の整備は必要.

概算事業費（中学校のみ整備） 約 61 億 3 千万円

概算事業費（小学校を一体整備） 約 86 億 6 千万円

※屋内運動場を改修し、武道場は既存のまま使用とする。

<p>(3) 部分造成②（950m²未満）※開発無</p>	敷地内段差	・既存の敷地内段差（3段）は存置. ・上段と中段をつなぐ緩やかなスロープを設置. ・各段差部分を直接行き来できる屋外階段を設置. ・敷地中央の段差（約8m）を傾斜路（スロープ）状の構内通路（4m）でつなぐことで、安全性と利便性を確保.
	アクセス動線	・車両：正門からの1経路を確保. ・歩行者・自転車：正門及び東側市道からの2経路を確保. ・下段にロータリーと駐車場を整備し送迎の混雑を緩和.
	まとめ	・一部浸水想定区域が存する. ・開発許可是不要だが、敷地周囲の擁壁や法面の整備は必要.

概算事業費（中学校のみ整備） 約 69 億円

概算事業費（小学校を一体整備） 約 97 億 2 千万円

※校舎、屋内運動場及び武道場を集約整備とする。

B 中間東中学校敷地における整備案

(1) 全面造成 (約28,000m²) ※開発有  <p>※緊急時は車両通行も可 歩道(6.0m)を整備(スロープ) ※歩道を整備(階段+スロープ)</p>		敷地内段差 <ul style="list-style-type: none"> 既存のグラウンドレベル (TP=28.4) に摺合せることで、全面フラットに整備.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		アクセス動線 <ul style="list-style-type: none"> 車両：正門及び東側市道からの2経路を確保. 歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保. 自転車：正門及び北・南側からの3経路を確保.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		まとめ <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの安全安心を支える最も適切な計画. 開発許可を申請する場合でも道路拡幅工事は不要. 十分な事業費（造成費）及び工期の確保が必要. 給食センターを併設することで、災害時の防災拠点・地域のコミュニティ拠点として機能.

概算事業費 約 113 億 1 千万円

※当該敷地に整備する給食センターに要する経費を含む。

(2) 部分造成 (約2,450m²) ※開発有  <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		敷地内段差 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内段差（2段）は存置. 上段からグラウンドに直接アクセスする屋外階段の再整備及びスロープを新設.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		アクセス動線 <ul style="list-style-type: none"> 車両：正門及び東側市道からの2経路を確保. 歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保. 自転車：正門及び北・南側からの3経路を確保.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		まとめ <ul style="list-style-type: none"> 安全安心な歩車分離が可能. 開発許可を申請する場合でも道路拡幅工事は不要. 事業費（造成費）及び工期の確保が必要. 構内通路新設に伴い、グラウンドに近接する部分に高低差が生じるため、万全な安全対策が必要.

概算事業費 約 118 億 2 千万円

※別に整備する給食センターに要する費用を含む。

(3) 部分造成 (約250m²) ※開発無  <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		敷地内段差 <ul style="list-style-type: none"> 敷地内段差（2段）は存置. 上段からグラウンドに直接アクセスする屋外階段の再整備及びスロープを新設.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		アクセス動線 <ul style="list-style-type: none"> 車両：正門からの1経路を確保. 歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保. 自転車：正門及び北側からの2経路を確保.
 <p>アプローチ動線を整備(スロープ) ～構内通路(6m)を整備 歩道を整備(階段+スロープ)</p>		まとめ <ul style="list-style-type: none"> 車両アプローチは現状と同様に正門の1箇所となるため、登下校時の混雑や災害時の避難経路の確保、運用等が懸念される. 開発許可是不要だが、敷地周囲の擁壁や法面の整備は必要.

概算事業費 約 112 億 8 千万円

※別に整備する給食センターに要する費用を含む。

(2) 中学校再編に係る施設整備の方向性について

中学校再編に係る施設整備に関する整理については上記 1 から 3、概算事業費に関する整理は上記 4 (1) のとおりである。これらを踏まえ、目指すべき方向性は次のとおりである。

中間中学校敷地においては、危険改築事業の対象となる校舎を建替え、開発行為許可申請を必要としない範囲において敷地内高低差をスロープや構内道路で解消する。体育館及び武道場は、小学校を同敷地に整備することを計画するにおいて敷地を有効活用する必要があることから校舎に集約して建替える。アクセス道については、学校再編とは別の事業において遠賀川側の既存アクセス道を拡幅する。以上のことから、学校施設整備については、A 中間中学校敷地における整備案（3）を目指すべき方向性と考える。

中間東中学校敷地においては、生徒数が大幅に増加することが見込まれ、敷地を最大限有効活用する必要があることから、危険改築事業の対象となる校舎、体育館及び武道場を集約して建替える。敷地内高低差やアクセス道整備については、B 中間東中学校敷地における整備案（1）では、敷地を全面造成することによって敷地内高低差を解消するだけでなく、敷地が拡幅するため遠賀川東部地域の給食センターを整備することが可能となるほか、校舎の地盤をグラウンドの地盤に合わせることにより敷地東部より新たなアクセス道を整備することが可能となる。さらに北側法面をアクセス道としないため、グラウンドを拡幅することが可能となる。この整備案（1）に要する概算事業費は、既存の敷地を造成せず、敷地東部から北を通る新たなアクセス道を整備する整備案（2）よりも安価であり、既存の敷地を造成せず、新たなアクセス道を整備しない整備案（3）と同等である。以上のことから、中間東中学校敷地における整備案（1）を目指すべき方向性と考える。

また、両敷地に共通する法面整備は、学校現場における維持管理負担の軽減を考慮した上で、植生工（種子吹付工）とコンクリート吹付工を組み合わせる手法を目指すべき方向性と考える。プール施設は、両敷地に整備せず、コミュニティ広場の公共施設ゾーンに屋内型の温水プールを整備し、各学校からバス等で通う形式を目指すべき方向性と考える。